

第 22 期 第 34 回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

平成 29 年 3 月 30 日

伊予市農業委員会

# 第 22 期

## 第 34 回定例農業委員会総会議事録

平成 29 年 3 月 30 日（木）午後 1 時 30 分から、伊予市総合保健福祉センターにおいて第 34 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者 農業委員 33 名  
事務局 局長  
次長  
主査  
臨時

欠席者 農業委員 2 名

### 議事日程

#### 第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 議案第 124 号 平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について 1 件
- 議案第 125 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について 6 件
- 議案第 126 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について 2 件
- 議案第 127 号 平成 28 年度農用地利用集積計画（第 3 号）について 2 件
- 議案第 128 号 農用地利用配分計画（案）について 2 件
- 第 3 報告第 76 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の取下願いについて 1 件
- 報告第 77 号 農地法第 4 条の規定に基づく届出について 2 件
- 報告第 78 号 農地法第 5 条の規程に基づく届出について 2 件
- 報告第 79 号 農地法第 18 条の規定に基づく解約通知について 3 件
- 報告第 80 号 贈与税の納税猶予に関する継続届について 1 件

#### 第 4 その他

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成28年度第34回3月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

ご着席下さい。

本日、24番〇〇 〇〇 委員、28番〇〇 〇〇 委員、より欠席の連絡をいただいています。29番〇〇 〇〇 委員に関しましては、遅れての出席ということで連絡をいただいていますのでご報告致します。それでは、開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

## 議 事

### 第 1

#### ■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号2番 〇〇 〇〇 委員、3番 〇〇 〇〇 委員の両名をお願い致します。

### 第 2

#### ■議案第124号 平成28年度の目標及びその達成の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

議長

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第124号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」、次のとおり農業委員会の承認を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、所定の様式に基づき、（1）農業委員会の状況（2）担い手の農地の利用集積集約化（3）新たに農業経営を営もうとする者の参入促進（4）遊休農地に関する措置に関する評価（5）違反転用への適正な対応（6）農地法等によりその権限に属された事務に関する点検（7）地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容（8）事務の実施状況の公表等の概要を説明。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、所定の様式に基づき概要を説明

会長

第124号議案につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

委員

29年度資料の中の農業委員の人数ですが、19名と記載されていますが認定農業者の人数は何人ですか。

事務局

認定農業者は11名でご承認をいただいております。

会長

若干事務局の軽微な訂正は事務局に一任するということでご理解いただきまして第124号議案につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

つづいて2ページを開いてください。

### ■議案第125号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第125号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり農業委員会の承認を求めらる。

事務局の説明をお願いします。

事務局

前回の保留分を含め今回6件の申請がありました。

#### 1番

譲渡人	西予市	〇〇	〇〇
譲受人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
申請土地	下三谷字十王	畑	外5筆
譲受人の耕作面積	7,411.00 m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲渡人)	施設に入所しており、近親者もなく農地の維持管理が厳しいため譲渡したい	
	(譲受人)	増反による経営規模の拡大	
権利の内容	売買による所有権の移転		
譲受人の作付予定作物	柑橘、ブルーベリー（申請地ではブルーベリー等を作付予定）		
主な農機具の保有状況	運搬車、動力噴霧器、刈払機		
労働力	常時2人		

なお、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項は

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

以上となっております。

この案件については、前回の農業委員会において農地法第3条第2号の許可要件を満たしているか判断が難しく保留となった案件です。

今回の議案審議にあたり、申請人の〇〇氏に対し本総会への出席を求めましたが、ご都合によりご出席できないとの連絡を受けております。

これに代わり、誓約書の提出を受付けましたので、今回の議案として上程させていただきました。

以下、誓約書の読み上げをさせていただきます。

誓約書

私は、農地法第3条第1項によって下三谷地域の下記の農地を取得するにあたり、伊予市農業委員会及び下三谷地域に対し、以下の事項を厳守することを誓約いたします。

記

- 当該農地を周辺地及び関係施設に支障が生じないように適正に管理いたします。
- 当該農地に起因した周辺地及び関係施設に関する支障が生じた場合には、速やかに対処し改善いたします。
- 当該農地の周辺で地域が行う農業関係施設の維持・管理等の共同作業に参加いたします。

平成29年3月10日

伊予郡松前町大字筒井 〇〇 〇〇

以上、誓約書の提出により、前回審議の際の農地法第3条第2項各号の要件に該当すると  
の懸念は払拭され、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

ここで、休憩に入りたいと思います。

～休憩～

～地元農業委員退室～

議長

それでは再開いたします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

つづきまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

## 2番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	下三谷	〇〇	〇〇
申請地	下三谷字竹ノ宮	田	
譲受人の耕作面積	7,616 m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の内容	売買による所有権の移転		
譲受人の作付作物	米、野菜(申請地では野菜を栽培予定)		
主な農機具の保有状況	トラクター、農作業用自動車、防除機		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんは〇〇さんと親戚関係でありまして、〇〇さんが管理できないということで、このたび売買して〇〇さんが同地区内であるため適任であると認め承認しました。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

番号3につきまして事務局の説明をお願いいたします。

### 3番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	中山町中山	〇〇	〇〇
申請土地	中山町中山	畑	外4筆
譲受人の耕作面積	8,113.00 m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の内容	売買による所有権の移転		
譲受人の作付作物	米、野菜、果樹(申請地では引き続き栗を栽培予定)		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、農作業用自動車		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

#### 議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

#### 地元委員

すでに〇〇さんが草刈をして管理をしていました。安心して承認いたしました。以上です。

#### 議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

#### 議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

番号4につきまして事務局の説明をお願いいたします。

#### 事務局

### 4番

譲渡人	中山町中山	〇〇	〇〇
譲受人	中山町中山	〇〇	〇〇
申請土地	中山町中山	畑	外17筆
譲受人の耕作面積	14,624.00 m <sup>2</sup>		
申請理由	農業経営の安定化を図るための贈与		
権利の内容	贈与による所有権の移転		
譲受人の作付作物	野菜、果樹		

主な農機具の保有状況 農作業用自動車、乾燥機、草刈機  
労働力 常時3人  
周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんは本業が土建業ということで、公共事業が減っており従業員確保のため農業を行っています。管理も十分にできております。よろしく申し上げます。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

番号5につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

5番

譲渡人	埼玉県所沢市	〇〇	〇〇
譲受人	上唐川	〇〇	〇〇
申請土地	上吾川字野々中	田	
譲受人の耕作面積	31,761.00 m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の内容	売買による所有権の移転		
譲受人の作付予定作物	野菜・果樹(申請地では柑橘を作付予定)		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、動噴、草刈機		
労働力	常時4人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長



番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

#### 地元委員

上唐川の人が上吾川の土地を利用して農業を行っていかうとしているのですが、周辺にため池が多々あるので、現地は市道の下側にある果樹園が点在しているところであり、果樹園を作りたいという要望があり承認いたしました。

#### 委員

譲受人は柑橘を作られるということですが、現在は稲作を作っているところですか。

#### 地元委員

そうです。周りに田を柑橘に変えているところもあり果樹園を行うことは問題ないと思います。

#### 委員

上唐川から上吾川の田を買ってなぜ果樹園をするのかなと疑問に思い確認したところでございます。わかりました。

#### 議長

番号5につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

#### 議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。

番号6につきまして事務局の説明をお願いいたします。

#### 事務局

##### 6番

譲渡人	上三谷	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請土地	上三谷字藏屋	田	
譲受人の耕作面積	9,345.00 m <sup>2</sup>		
申請理由	小作地の解消		
	※民法第179条(混同)にあたるため合意解約必要なし		
権利の内容	売買による所有権の移転		
譲受人の作付予定作物	野菜・野菜・果樹（申請地では引き続き米を作付予定）		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、トラクター、田植機、コンバイン		
労働力	常時4人		

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号6につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんの家の東の田になりますが、譲渡人の〇〇さんの家が遠い状態なので、〇〇さんが購入して作りたいと依頼がありましたので承認いたしました。

議長

番号6につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号6につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号6につきまして原案のとおり承認いたします。

それでは、5ページをお開きください。

## ■議案第126号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第126号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の申請がありました。

### 1番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	八倉	〇〇	〇〇
申請地	八倉字西ノ谷	田	外1筆
転用目的	資材置場		
権利の種類等	売買による所有権移転		

申請地説明図の(1)～(4)が関係資料となっています。

譲受人は、本人が代表取締役を務める法人の業務拡大に伴い資材置場を新に設ける目的で、農地転用許可申請に至ったものであります。

申請地は、八倉中組集落に位置し、隣接する市道を境に北側は平坦な水田果樹地帯が広が

り、南側に向かって暖傾斜の農地(樹園地)と宅地等が混在した所であり、10ha未滿の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

また、申請地の転用規模は、市道(宝寿西出口線)から用地内に資材等を搬入出させる際の交通安全確保の観点から車両等を申請地内で、転回駐車させる必要性が求められることを踏まえ必要面積を検討したものであり、規模の妥当性は適当であると認められます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と見込まれ、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

前に市道があり、回りには水田はなく悪影響がないということで、承認しました。ご検討をお願いします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

**2番**

譲渡人	森	〇〇	〇〇
譲受人	松前町	〇〇	〇〇
申請地	森字末宗	田	
転用目的	分家住宅		
権利の種類等	使用貸借権の設定		

申請地説明図の(5)～(8)が関係資料となっています。

使用借人は、現在と妻と子供1人の家族3人で借家に居住していますが、家財道具が増え現在の住居では手狭になってきました。そこで、父と相談し検討した結果、父所有農地が申請地として最適であるとの検討結果に至り、使用貸借権設定のうえ分家住宅を建設することで話がまとまり、農地転用許可申請に至ったものであります。

申請地は、森本村集落の市道(尾崎中村線)の沿線に位置する農地であり、10ha未滿の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と見込まれ、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

議長

番号2につきまして補足説明をいたします。

お父さんの家がすぐ横になります。農地としてはここ以外にないということで今回分筆登記を行い、息子さんの分家住宅を建てるということでございます。周辺には〇〇さん以外の農地はございませんので、周辺の農地に影響はないということでご審議をお願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

つづきまして、6ページをお開きください。

## ■議案第127号 平成28年度農用地利用集積計画（第3号）について

議長

議案第127号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について」、次のとおり農業委員会の決定を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の申請がありました。(農地中間管理機構が借りる。)

1番

利用権の設定を受ける者（借手）	〇〇 〇〇
利用権を設定する者（貸手）	〇〇 〇〇
利用権を設定する農地	宮下 田 外1筆
設定する利用権 契約期間	10年 平成29年4月1日～平成39年3月31日
賃借料	〇〇〇円（全体）
作物	水稻
権利の種類	新規 賃貸借権設定

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんは目が悪いということで、車の免許も返納した経緯があり、機構のほうへ依頼しました。〇〇さんも心臓が悪いということで農業ができないということなので、機構へ依頼しました。

2件とも機構へお願いしてマッチングしてもらい相手が決まったものであります。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

## 2番

利用権の設定を受ける者（借手）	松山市	〇〇	〇〇
利用権を設定する者（貸手）	上野	〇〇	〇〇
利用権を設定する農地	上野	田	外2筆
設定する利用権 契約期間	10年		
			平成29年4月1日～平成39年3月31日
賃借料	無償		
作物	水稻		
権利の種類	新規	使用貸借権設定	

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

つづきまして、7ページをお開きください。

## ■議案第128号 農用地利用配分計画（案）について

議長

議案第128号「農地中間管理事業実施要領第8条の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)について」、次のとおり農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の申請がありました。(農地中間管理機構が貸す。)

### 1番

利用権の設定を受ける者(借手)	上野	〇〇	〇〇
利用権を設定する者(貸手)	松山市	〇〇	〇〇
利用権を設定する農地	宮下	田	外1筆
設定する利用権	契約期間	9年10ヵ月	
		平成29年6月1日	～平成39年3月31日
賃借料		〇〇〇円	(全体)
作物		水稻	
権利の種類		新規	貸貸借権設定

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

### 2番

利用権の設定を受ける者(借手)	上野	〇〇	〇〇
利用権を設定する者(貸手)	松山市	〇〇	〇〇
利用権を設定する農地	上野	田	外2筆
設定する利用権	契約期間	9年10ヵ月	
		平成29年6月1日	～平成39年3月31日
賃借料		無償	
作物		水稻	
権利の種類		新規	使用貸借権設定

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。  
つづきまして、8ページをお開きください。  
報告事項に進みたいと思います。

## ■報告第76号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請の取下願いについて

議長

報告第76号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請の取下願い」、を受理したので、次のとおり報告いたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

譲渡人	上三谷	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請農地	上三谷字猿ヶ谷 田 外4筆		
転用目的	店舗併用住宅		
権利の種類等	売買による所有権移転		

それではここで、この件に関する事項について、ご説明いたします。

平成28年10月総会議案第105号にて承認を受けました当該転用許可申請について、開発行為許可申請に係る予定建築物を店舗併用住宅から店舗に変更し再申請する必要が生じたため、今回平成29年3月14日付け、農地転用許可申請の取下願が提出されたものです。

愛媛県知事は、平成29年3月17日付け、中局産振(取下)第2号(地5)で受理したことを報告いたします。

これにより申請人が取下げた許可申請は、書類整備されたのち改めて許可申請されることとなります。

議長

報告第76号につきましてご質疑、ご意見はございませんか。

(質疑なし)

議長

それでは、9ページをお開きください。

## ■報告第77号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第77号「農地法第4条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の届出がありました。

### 1番

申請人	今治市	〇〇 〇〇
届出地	下吾川字北西原	畑 外1筆
転用目的	太陽光発電施設	

### 2番

申請人	尾崎	〇〇 〇〇
届出地	尾崎	畑
転用目的	農業用倉庫	

議長

報告第77号につきましてご質疑、ご意見はございませんか。

(質疑なし)

## ■報告第78号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第78号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の届出がありました。

### 1番

譲渡人	今治市	〇〇 〇〇
譲受人	今治市	〇〇 〇〇
届出地	下吾川字北西原	畑 外2筆
転用目的	太陽光発電施設	
権利の種類等	賃貸借権設定	

### 2番

譲渡人	下吾川	〇〇 〇〇
-----	-----	-------



譲受人	東温市	〇〇	〇〇
届出地	下吾川字南西原	畑	
転用目的	露天駐車場		
権利の種類等	所有権移転		

議長

報告第78号につきましてご質疑、ご意見はございませんか。

委員

農地を太陽光発電にしたときに地目はどのようになるのでしょうか。太陽光発電をやめた後の別の利用をする場合はどうなるのでしょうか。

事務局

当該地は市街化を促進する区域でございます。太陽光発電施設になると雑種地となります。ただ、太陽光発電施設は契約上20年間継続をめぐり終了する場合は撤去する場合もあります。地目は雑種地のままなので農地法が摘要されない土地となります。太陽光発電をやめて雑種地から農地へもどす場合も考えられますが、市街化を促進する区域である都市計画法を考えたときに農地へもどすよりは、雑種地から分譲宅地等へ変更する余地はあると思います。

議長

その他にご質疑、ご意見はございませんか。  
ないようでしたら11ページをお開きください。

## ■報告第79号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知について

議長

報告第79号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回3件の届出がありました。

1番

貸出人	上吾川	〇〇	〇〇
借受人	上吾川	〇〇	〇〇
届出地	上吾川字市ノ坪	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定（3条）		

2番

貸出人	上吾川	〇〇	〇〇
-----	-----	----	----

借受人	上吾川	〇〇	〇〇
届出地	上吾川字布部 甲	田	外 1 筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定（3 条）		

### 3 番

貸出人	埼玉県所沢市	〇〇	〇〇
借受人	上吾川	〇〇	〇〇
届出地	上吾川字野々中	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定（3 条）		

#### 議長

報告第 79 号につきましてご質疑、ご意見はございませんか。

#### 委員

貸したはいいが、10 年経って返すときに管理ができていないときはどうしたらいいか。  
枯れた状態で返ってきたらどうなるのか。双方合意とはどのようなことをいうのか。

#### 議長

本来は現状復旧して返すのが基本的な考えになります。返す人は農地にもどす必要があります。

#### 事務局

まず双方合意というのは、貸している側も返して欲しい、借りている側も返したいという状態です。質問の例は、双方の考えが相違している状態であり、返してもらう条件を話し合っ決めていただくこととなりますが、作り手側の主張する権利が強い部分もありますので、話し合いを進めていく必要があります。特殊なケースも今後でてくることがあると思います。借地法の考えでは基本的には現状復旧が大原則ですが、いろいろなケースをみながら争いごとにならないようにお話を進めていくことが方法論であります。地元の農業委員さんは相談を受けることがあると思います。そのときに農業委員会事務局にて個別でご相談していただけたらと思います。その件に関して専門的かつ具体的にご説明をさせていただけたらと思います。

#### 議長

その他にご質疑、ご意見はございませんか。  
ないようでしたら、12 ページをお開きください。

### ■報告第 80 号 贈与税の納税猶予に関する継続届について

#### 議長

報告第80号「贈与税の納税猶予に関する継続届について」、租税特別措置法第70条の4の規定に基づく適用を受けるための証明書を交付したので、次のとおり報告する。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

#### 1番

贈与人	中山町出渕	〇〇	〇〇
受贈人	松山市	〇〇	〇〇
届出地	上吾川字野々中	田	外18筆
贈与日	平成7年3月3日		

受贈人が贈与税の納税猶予申告書を税務署長に提出して以来、申告期限から3年目毎に税務署長に提出義務があります「引続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付を受贈人より求められたものであります。

松山税務署長宛提出期限が、平成29年3月15日のため、事務局が申請地の現地確認を実施し、農地として適正に利用していることが確認できましたので、伊予市農業委員会会長専決規程（農業委員会訓令第1号）第2条第1項第2号の規定による会長専決により、平成29年3月6日に証明書を交付したものです。

議長

報告第80号につきましてご質疑、ご意見はございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

### ■その他

事務局

□ 農地転用許可申請の許可状況報告について

第32回1月議案第118号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について、

申請人	双海町高岸	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町高岸	〇〇	〇〇
申請地	双海町高岸字世持	畑	外8筆
転用目的	植林		

平成29年3月3日(地4)第9号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

第33回2月議案第120号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について、

申請人	森	〇〇	〇〇
土地所有者	森	〇〇	〇〇

申請地 森字山田 田  
転用目的 貸資材置場及び貸露天駐車場  
平成 29 年 3 月 8 日(地 4)第 10 号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

申請人 双海町上灘 ○○ ○○  
土地所有者 双海町上灘 ○○ ○○  
申請地 双海町上灘字東谷 畑  
転用目的 露天駐車場  
平成 29 年 3 月 8 日(地 4)第 11 号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

申出人 双海町上灘 ○○ ○○  
土地所有者 双海町上灘 ○○ ○○  
申請地 双海町上灘字宮ノ瀧 畑  
転用目的 植林  
平成 29 年 3 月 8 日(地 4)第 12 号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

第 33 回 2 月議案第 121 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、  
譲渡人 森 ○○ ○○  
譲受人 森 ○○ ○○  
申請地 森字山田 田 外 1 筆  
転用目的 貸資材置場及び貸露天駐車場  
権利の種類等 売買による所有権移転  
平成 29 年 3 月 8 日(地 5)第 27 号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

譲渡人 松山市 ○○ ○○  
譲受人 双海町高野川 ○○ ○○  
申請農地 双海町高野川字成組 畑  
転用目的 漁業用倉庫  
権利の種類等 売買による所有権移転  
平成 29 年 3 月 10 日(地 5)第 28 号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

譲渡人 大平 ○○ ○○  
譲受人 埼玉県川口市 ○○ ○○  
申請農地 大平字片山 田 外 1 筆  
転用目的 太陽光発電施設  
権利の種類等 使用貸借権の設定  
平成 29 年 3 月 8 日(地 5)第 31 号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

□ 農業経営基盤強化促進事業の実施に係る利用権設定について

農業経営基盤強化促進事業の実施に係る平成29年5月末終了分の利用権設定農地の期間終了・更新通知について（4月広報にて掲載予定）

更新に係る対象者（貸し手・借り手）には、3月10日付けで「利用権設定農地の終期・更新通知書」を郵送しておりますが、引き続き利用権設定される場合は、利用権設定申出書を受付期間（4月20日）までに担当地区の農業委員に提出する旨お知らせしております。

今回、委員の皆様には、利用権設定申出書と記載例、相続登記が済んでいない農地の利用権設定をされる場合等の注意点をお配りしております。併せて、中山・双海地域事務所にも配布しております。

また、該当のある地区担当委員様には、利用権設定終期（更新）一覧表を前回お配りいたしました。

各農業者からの申出の際は、申込み受け後の取りまとめ、計画（案）策定処理事務に必要な一定の期間を要しますので、受付期間内での手続きについてご協力をお願いします。

（5月に計画案を議案上程し5月31日に公告予定）

□ 貸借料情報について(平成28年分)について

平成28年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における貸借料水準(10a当たり)の情報について田畑等各地域別に説明する。

□ 平成29年度 農業委員会総会 開催予定日について

別紙の開催予定日一覧表を配布し年間の総会開催予定を示す。

□ 次回の開催日程について

平成29年4月26日（水）13時30分より

伊予市生涯研修センター「さざなみ館」にて開催予定

議長

以上で、第34回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れさまでした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成28年度第34回3月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

（午後3時 13分 閉会）